

第 2 編 基本計画編

【第2編 基本計画編】

第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

第1節 防災基盤の整備

第1項 水害対策の実施

[総務政策課、産業建設課]

町は関係機関と協力し、洪水による災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、河川等に関する水害予防対策の推進を図る。

特に、由良川、前田川については、重要水防箇所指定されており、県により逐次改修されているが、近年でも平成19年集中豪雨（7/10～7/11累計雨量193mm 最大時間雨量87mm 地点「衣奈」）や平成26年台風11号（8/8～8/10累計雨量401mm 最大時間雨量60mm 地点「畑」）による影響で、道路冠水、住家浸水被害、由良川護岸決壊等の洪水被害が発生しており、引き続き河川改修等による治水安全度の向上が望まれる。

このため、県管理河川については、県改修計画に基づく拡幅、しゅんせつ、護岸施設等の改修推進を県に要望するとともに、町管理河川についても溪流部の侵食防止や土砂等堆積による河床の上昇により起こる洪水被害の防止等の管理強化に努める。

1 河川・水路の改修

(1) 和歌山県管理の河川

県管理河川については、県改修計画に基づく拡幅、掘削、護岸施設等の改修推進を県に要望する。

水位観測所が設置されていない前田川については 避難判断水位を現地で確認および周知できるよう量水標の設置を県に要望する。

(2) 町管理の河川・水路

町管理河川については、溪流部の侵食防止や土砂等堆積による河床の上昇に伴い発生する洪水被害の防止等の管理強化に努める。

(3) 河川の水害予防対策

ア 局地的な集中豪雨に耐えうるような流量の再検討と整備について、県に対して要望していく。

イ 現場状況を早期に把握できる防災ライブカメラ等監視機器の整備、拡充に努める。

ウ 町においては、臨時河川パトロールを行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、河川管理者に必要な措置を求める。

エ 平常時から和歌山県日高振興局をはじめ、水防関係機関と密接な連携を図り災害の未然防止、拡大防止に努める。

【※重要水防箇所は、資料編「資料1－4」を参照。】

2 浸水対策

(1) 水路の整備等

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、自治会等の協力を得て、平常時から危険箇所
の把握に努める。

水路は、しゅんせつを行う。

(2) 側溝等の整備等

道路の側溝は、年次計画により新設及び改修整備を行う。

必要な暗渠は、逐次計画的に改良する。なお、出水期に流出又は埋没のおそれのある暗
渠・橋りょうは地域住民に警戒を依頼するとともに、布設替えや維持補修に努める。

(3) 点検調査及び維持管理

ア 雨期前には水路等の重点箇所の点検を行う。

イ 幹線水路の清掃等を実施する。

(4) 雨水の流出抑制

雨水対策については、雨水管渠などの雨水排水施設の整備を進めるとともに、農業用水
路及び道路側溝などとネットワーク化させ、治水機能を保持し親水性及び景観性を持たせ
た総合的な雨水対策の推進に努める。

(5) 開発等における保水機能への配慮

河川の上流域で貯留機能のある水田が減少する一方で、造成地等の開発により表流水が
年々高まる傾向にある。開発にあたっては、できる限り現在の緑地を生かして行うよう配
慮するなど、開発に伴う保水能力の低下の抑制に努める。

3 ため池の改修

本町の山間部には数多くのため池がある。

これらのため池については詳細に調査し、老朽化の著しい危険性をはらんでいるため池に
ついては、国・県の補助制度等を有効活用しながら整備、補強に努める。

また、ため池の管理者及び所有者等に対しては、必要に応じ改修や補強等の措置を取るよ
うに助言していくとともに、雨期における貯水制限や余水吐けの流水の妨げとなる障害物の
除去等の管理行為について広報・周知していく。

【※警戒を要するため池は、資料編「資料1－5」、「資料1－6」を参照。】

第2項 土砂災害対策の実施

[総務政策課、産業建設課]

土砂災害はひとたび発生すれば、人的被害の発生に結びつくことが多く、極めて危険な災害である。

由良町にはこのような人的・物的被害に結びつくおそれのある土砂災害の危険箇所が北部山地、南部山地に分布している。今後とも危険地域の実情に即した対策を講じるとともに、新たな危険性を増加させないよう監視や制限が必要である。

1 土砂災害警戒区域等における防災対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づく警戒区域の指定があったときは、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域（土砂災害警戒区域）等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

【県】

県は急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりのおそれのある土地について、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行い、特別警戒区域内においての特定開発等の行為を制限する。

警戒区域の種別	災害の種別	区域の範囲
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
		ロ イの急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該上端からの水平距離が10m以内の区域
		ハ イの急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該下端からの水平距離が当該急傾斜地の高さに相当する距離の2倍(当該距離の2倍が50mを超える場合は50m)以内の区域(急傾斜地の崩壊が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。)
土砂災害警戒区域	土石流	イ 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で国土交通省が定める方法により計測した土地の勾配が2度以上の区域(土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。)
	地すべり	イ 地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域) ロ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は、250m)を地すべり方向に平行に移動したときにできる軌跡に一致する土地の区域(地すべりが発生した場合において、地形の状況により明らかに地すべり地塊のすべりに伴って生じた土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。)
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	イ 土砂災害警戒区域のうち、土石等の移動等により建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域
	土石流	イ 土砂災害警戒区域のうち、その土地の区域内に建築物が存するとして場合に土石流により当該建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域
	地すべり	イ 土砂災害警戒区域のうち、その土地の区域内に建築物が存するとして場合に地すべり地塊のすべりに伴って生じた土石等の移動により力が当該建築物に作用した時から30分間が経過した時において当該建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域 ロ 地すべり区域に隣接する一定の土地の区域であって、当該地すべり区域及び一定の土地の区域を投影した水平面上において、当該一定の土地の区域の投影のすべてが、特定境界線投影を当該水平面上において地すべり方向に60m平行に移動したときにできる軌跡の範囲内の土地の区域

【町】

- 1 町は、県から土砂災害のおそれのある区域を警戒区域として指定された場合は、本計画において警戒区域毎に土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- 2 警戒区域内に主として高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達方法を定める。
- 3 町内の警戒区域については、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

【※土砂災害警戒区域等は、資料編「資料1－8」、「資料1－9(1)～(6)」を参照。】

【※防災上の配慮を要する者が利用する施設は、資料編「資料1－7」を参照。】

2 土石流対策

由良町の土石流危険渓流は、ほぼ全集落に分布している。これら土石流危険渓流については、砂防設備等の整備による土石流対策を促進するとともに警戒・避難体制を整備し、土石流災害の防止に努める。

(1) 土石流危険渓流と土砂災害のおそれのある区域の現況

県による土石流危険渓流調査並びに災害実績や地形及び地質的観点から、町域において土石流災害が発生しやすい地域を巻末資料編に示す。

(2) 土石流対策の実施

県に対して、土石流危険渓流等土砂災害のおそれのある渓流や地区について、必要に応じ、砂防指定地の指定と土石流対策事業の推進を要望する。また、当面对策工事の整備が進まない土石流危険渓流については、地形の変形状態に十分注意するとともに町が、地域の特性を考慮しながら警戒・避難体制を整備する。

(3) 危険箇所の周知と警戒・避難体制の確立

主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、土石流が発生するおそれのある危険渓流への看板設置や地域住民への資料配布等による危険渓流の周知徹底、防災知識の普及を図る。

また、防災拠点、避難所及び避難路等の安全確保と県から提供される警戒避難に資する情報（雨量、SYNFOS-3D降水予測、土砂災害警戒避難判定図等）をもとに避難基準の目安を設定し警戒・避難体制の整備に努め災害の危険性を排除する。

なお、災害の危険性を覚知し、又は災害が発生した場合には災害に関する予警報の発表・伝達及び警戒・避難対策並びに救助活動を実施し、応急対策に万全を期す。

3 地すべり対策

由良町の地すべり地域は、畑、門前、江ノ駒、吹井、小引等、町域に広く分散して分布する。地すべりによる被害を防止するため、地すべりを助長若しくは誘発するおそれのある地域を地すべり防止区域に指定することを県に要望し、有害行為の制限及び地すべり防止工事を促進するとともに警戒・避難体制を整備し、地すべり災害の防止に努める。

(1) 地すべり危険箇所の現況

県による地すべり危険箇所調査並びに災害実績や地形及び地質的観点から、町域において地すべりが発生しやすい地域を巻末資料編に示す。

(2) 地すべり対策の実施

県においては昭和33年より危険度、重要度の高い地すべり危険箇所を中心として地すべり対策事業を実施してきているが、町は、これらの危険地域についてパトロール等の強化に努め、地形の変形状態に十分注意するとともに地域住民に対しても注意を呼び掛ける。

(3) 危険箇所の周知と警戒・避難体制の確立

主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、地すべりによる被害のおそれのある危険箇所への看板設置や地域住民への資料配布等による危険箇所の周知徹底、防災知識の普及を図る。

地すべり危険箇所について適宜パトロールを実施し、降雨状況等を観察するとともに、地域住民に注意を呼び掛け、関係機関との連携を密にし、警戒・避難体制の整備に努める。

なお、災害の危険性を覚知し、又は災害が発生した場合には災害に関する予警報の発表・伝達及び警戒・避難対策並びに救助活動を実施し、応急対策に万全を期す。

4 急傾斜地対策

町域の大半は山地に占められ、集落は河川、海岸に沿った狭小な平地に密集して分布する。そのため、人家が急傾斜地に近接するところが多く、急傾斜地の崩壊による災害の危険が高い状態にある。

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、崩壊危険のある自然斜面並びに人工斜面の現況を把握し、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要望する。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所と土砂災害のおそれのある区域の現況

県による急傾斜地崩壊危険箇所調査並びに災害実績や地形及び地質的観点から、町域において崩壊が発生しやすい地域を巻末資料編に示す。

(2) 急傾斜地対策の実施

指定要件の整った急傾斜地崩壊危険箇所は、区域指定を受け、県において急傾斜地崩壊防止工事が実施されている。今後、宅地の山麓への拡大により、もともと土砂災害の危険性が潜んでいる場所への居住区域の拡大も想定されることから、町は県と連携し急傾斜地の崩壊が助長若しくは誘発されないよう一定行為の制限並びに土砂災害危険箇所の増加抑制に努めるものとする。

また、当面对策工事の整備が進まない急傾斜地崩壊危険箇所については、地形の変形状態に十分注意するとともに町が、地域の特性を考慮しながら警戒・避難体制を整備する。

(3) 危険箇所の周知と警戒・避難体制の確立

主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、がけ崩れが発生するおそれのある危険箇所への看板設置や地域住民への資料配布等による危険渓流の周知徹底、防災知識の普及を図る。

また、防災拠点、避難所及び避難路等の安全確保と県から提供される警戒避難に資する情報（雨量、SYNFOS-3D降水予測、土砂災害警戒避難判定図等）をもとに避難基準の目安を設定し警戒・避難体制の整備に努め災害の危険性を排除する。

なお、災害の危険性を覚知し、又は災害が発生した場合には災害に関する予警報の発表・伝達及び警戒・避難対策並びに救助活動を実施し、応急対策に万全を期す。

5 山地災害対策

町は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、山地災害危険地区を把握するとともに、地域住民への周知に努める。また、山地災害が現に発生し又は発生する危険のある森林について、県における治山事業等の実施を要望し、崩壊発生地の復旧、崩壊危険地の予防対策に努める。

(1) 山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区の定義

山地災害危険地区とは、「昭和60年5月15日付林野庁60林野治第1579号 山地災害危険地区調査要領」に基づき、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が発生、又は発生のおそれのある林野で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区をいい、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区に区分されている。

(2) 山地災害危険地区の現況

町域の山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区を巻末資料編に示す。なお、地すべり危険地区は、町内には存在しない。

(3) 危険箇所の周知と警戒・避難体制の確立

山地災害危険地区を公表・周知するとともに、防災拠点、避難所及び避難路等の安全確保と警戒・避難体制の整備に努め、災害の危険性を排除する。

6 孤立化対策

(1) 孤立化するおそれのある地区（集落）の把握

町は、風水害や地震によって、道路や通信手段が途絶し孤立化が予測される地区について事前の把握に努める。

(2) 孤立化対策

ア 地区の代表（区長、自主防災会会長、消防団員等）を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害の情報連絡体制を整備する。

イ 孤立集落設置用の無線機や衛星携帯電話等の配備を検討する。

ウ 水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災会及び個々の世帯レベルでの備蓄を積極的に促進する。

(3) 道路管理者

孤立化するおそれのある地区に通じる道路の防災工事（法面崩壊対策や橋梁の耐震化対

策等)に計画的に取り組むものとする。

(4) 土砂災害等防止事業

孤立化するおそれのある地区に隣接する土砂災害危険箇所等の対策工事に計画的に取り組むものとする。

7 土砂災害に係る避難訓練

土砂災害に係る避難訓練については、毎年1回以上実施することを基本とする。

避難訓練の内容については、ハザードマップ等を活用するとともに、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、実践的な訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努めるものとする。

8 土砂災害緊急情報と警戒避難

(1) 被害情報の収集・報告

町は、人家等にかかる土石流や山地崩壊等による河道閉塞(天然ダム)等の土砂災害が発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県(日高振興局建設部及び砂防課)に対し被害状況を報告する。

(2) 警戒避難

町は、重大な土砂災害(河道閉塞等の土砂災害など)の急迫した危険が認められる場合に、国土交通省又は県から発表される土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(土砂災害緊急情報)の通知を受けた場合、町は避難勧告等の判断伝達マニュアルに基づき避難指示(緊急)を発令し関係住民を避難させる。

9 宅地防災対策

由良町では、今後ともリゾート地としてセカンドハウス(別荘)等の宅地開発が続くものと考えられる。現在のところ町域に宅地造成規制区域の指定はないが、これらの宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、宅地造成規制法及び都市計画法による開発許可制度を準用することにより造成工事に必要な規制を行うとともに、災害防止対策として開発業者に次の事項の指導を強化し万全を期す。

(1) 宅地造成工事規制区域の定義

丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い、土砂災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする区域において、がけ崩れや土砂の流出等を防止するために、「宅地造成等規制法」に基づいて指定された規制区域をいう。

(2) 宅地防災対策実施計画

ア 防災パトロールの実施

規制区域については適宜防災パトロールを実施する。

また、町域で行われている宅地造成工事についても防災パトロールを行い、特に梅雨期及び台風期には防災パトロールを強化する。

イ 防災上必要な事項の指導

防災パトロールにより把握された危険箇所については、応急工事の勧告又は改善命令

を発生し、災害の事前防止に努めるとともに、宅地所有者の自主管理の徹底を期すべく啓発・指導を行い、環境の整備された良好な宅地形成に努める。

主な指導事項は次のとおりとする。

- ① 宅地造成業者に対し、下流排水問題を十分検討するとともに、関係機関と調整後造成工事に着手するよう指導する。
- ② 宅地造成業者に対し、緊急時等の応急対策の方法及び応急対策資材の備蓄管理の明確化を指導する。
- ③ 造成方法については、宅地造成規制法等関連する法規の厳守を指導する。
- ④ 非常事態を想定した工事方法で施工し、万全を期すとともに、地域住民等に被害を及ぼさないよう指導する。

<参考> 災害危険箇所の種類と基準

(その1)

区 分	基 準
重要水防箇所 (河川)	洪水時に危険が予想され水防上重点的に巡視が必要な箇所。
警戒を要する た め 池	浸食による堤体断面狭小、余水吐断面狭小、堤体及び取水施設の老朽化による漏水等によって、決壊のおそれのあるため池。
砂 防 指 定 地	砂防法（明治30年3月30日法律第29号）第2条に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地、又は一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域。
土 石 流 危 険 渓 流	土石流の発生する危険性があり、人家等に被害を及ぼすおそれのある溪流、又は将来に人家が立地する可能性がある溪流を抽出したもの。 ①土石流危険溪流Ⅰ 土石流危険区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する溪流 ②土石流危険溪流Ⅱ 土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流 ③土石流危険溪流に準ずる溪流 土石流危険区域内に人家がない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流
急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第3条に基づき、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）による災害から住民の生命を保護するため、がけ崩れを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地、又は急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地として、県知事が指定した一定の土地の区域。

<参考> 災害危険箇所の種類と基準

(その2)

区 分	基 準
急傾斜地崩壊危険箇所	<p>傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において、がけ崩れの発生する危険性があり、人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所、又は将来に人家が立地する可能性がある箇所を抽出したもの。</p> <p>①急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設等のある場合を含む）ある箇所</p> <p>②急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所</p> <p>③急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面 被害想定区域内に人家がない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所</p>
地すべり防止区域	<p>地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第3条に基づき、地すべりによる被害を防止したり、軽減したりするため、地すべりを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地、又は地すべり防止工事を行う必要がある土地を国土交通大臣や農林水産大臣が指定した一定の土地の区域。</p>
地すべり危険箇所	<p>地区調査において、人家、公共施設の多い地区で、地形、地質的にみて地すべりが予想されるか又は下記のような徴候のある地区は、これを地すべり危険箇所とする。</p> <p>(1) 局部的沈下、隆起又は亀裂 (2) ため池、水田又は用水路等の急激な減水 (3) 井戸水の濁り又は枯渇 (4) 建造物、立木等の傾き (5) 石積のはらみ又は傾斜の局部的崩落</p>
山地災害危険地区	<p>山腹の崩壊及び崩壊土砂の流出及び地すべりが現に発生し、又は発生する危険のある森林又は原野であって、人家又は公共施設に直接被害を及ぼすおそれのある地区。</p>
宅地造成工事規制区域	<p>宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となるようとする土地の区域。</p>

第3項 農地災害対策の実施

[産業建設課]

災害に備えて、農林地、農林業用施設、農作物、林産物及び家畜等の被害防止のため、農林業者に対しては、関係機関の協力を得て防災営農技術の周知・助言を行うとともに、被害の軽減並びに農業用公共施設の保全を図る。

1 防災営農技術の確立及び普及

防災営農を推進するため、関係機関及び各種団体の協力を得て、災害に強く被害を最小限にくいとめるための技術を確立し、また、気象情報等を各農家へ適切に提供することにより、農林災害予防に対処する。

2 農地及び農業用施設に対する措置

農地・農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路及び農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設）の被害を未然に防止するため、日頃から点検や維持管理の周知・助言を行うとともに、異常な天然現象によって発生した被害については、国の補助制度（農地・農業用施設災害復旧事業）を活用するなど早期復旧に努める。

第4項 内水排除・海岸防災の実施

[産業建設課]

1 内水排除対策

由良港は地方（避難）港湾に指定されており、海岸整備の一貫として、市街地の浸水防止のため、高潮対策事業により排水機場を整備している。

今後とも県と協力し、排水機場の適切な管理・運営を行い高潮災害・内水排除に努める。

ポンプ場名	港湾名	管理者	所在地	排水量				備考
				口径	排水量	台	計	
由良港 排水機場	由良港	和歌山県	由良町網代	mm 900	m ³ /s 1.5	2	m ³ /s 3.0	管理委託 由良町

2 海岸防災対策

由良町は紀伊水道に面し、長大な海岸線を有し、自然景観にも恵まれている。しかし主要な集落、道路等が沿岸に立地するため、高潮、波浪等の被害を受けやすい。

このような由良町の海岸特性を踏まえ、県と連携協力し、地域社会の安全性や快適性を確保するため、「町土保全」、「環境保全」、「海浜利用」を三本柱とした以下の施策を展開する。

(1) 町土保全

ア 既往最大波浪（第二室戸台風級）に対する安全度の向上を目指した緊急度の高い海岸において、海岸保全施設の整備を促進し、所要の安全度をおおむね確保する。

イ 津波・高潮などの災害から町土と住民を守るため、堤防工・護岸工・消波工などの海岸保全施設整備を促進するとともに、新しい防護工法の検討、現有施設の維持管理を強化する。

(2) 環境保全

ア 変化に富んだ雄大な海岸線は町民共有の貴重な財産であるという認識のもとに、歴史・景観を踏まえて社会の要請に対応するための整備を行う。

イ 景勝地では、貴重な景観に配慮した施設を整備する。

ウ 波浪による海岸線の浸食、汀線の後退が見られる海岸においては、波力を抑えるなど背後地の安全を確保し、海と人とのふれあいの場をつくり、将来への有効な蓄積を図る。

(3) 海浜利用

余暇の活用の多様化に伴い、海や海浜に親しむ人々が増加しているため、海岸を面的な空間としてとらえ、生活空間・レクリエーション空間など多面的な利用を誘導するとともに、災害に対して抵抗力の強い海岸として整備を図る。

上記方針を実現するため、県が実施する海岸事業に協力し、過去の被害実績等を踏まえ由良港における高潮対策事業等を促進する。

また、県が実施する津波対策事業に協力し、ハード面では水門、閘門、陸閘等の整備を、ソフト面では地域住民、利用者に防災情報伝達のための放送設備、避難路の標識等の整備を図り、防災体制の整備に努める。

3 港湾防災対策

由良湾は、地方港湾（避難）に指定されている県管理港湾である。町は、防災上、次の事業計画について県に協力する。

ア 船舶と背後港湾施設の安全を確保し、安定した物流・人流を支えるための防波堤と航路の整備

4 漁港・漁村防災対策

由良町の漁港背後の集落は、比較的小規模で高密度な集落形態が多く、狭隘な生活空間となっているため防災上危険な所が多く、特に緊急車両の進入が困難である。このような状況を改善するため、集落環境の整備を図るとともに、漁港整備事業により防波堤の整備を実施し、災害の発生を防止する。

第5項 道路、橋りょう、付帯施設の整備

[産業建設課]

1 道路の整備

災害時に緊急物資等の輸送、避難路及び延焼遮断帯等の役割を果たす広幅員の幹線道路や区画街路の整備を行うとともに、代替ルートを確保した生活道路ネットワークの整備を促進する。

2 危険箇所の整備

災害による道路の被害は、切土部や山すそ部において土砂崩落・落石等が、高盛土部では法面崩壊や地すべり等が予想される。このため、緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化を促進する。

ア 事業中及び今後事業予定の箇所については、土砂災害危険性、耐震性を考慮した設計を行い整備する。

イ その他の箇所については、道路防災点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を選定し、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。

① 道路防災点検

落石等の自然災害により道路交通への被害発生のおそれのある箇所を把握する。

道路管理者は、日常点検、定期点検、臨時点検等を実施し、施設の安全性を確認する。

② 道路の防災補修工事

道路防災点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を選定し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。

3 橋りょうの整備

橋りょうは、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に耐震性の強化に努める。

ア 事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成29年11月改訂）に基づき整備を進める。

イ その他の箇所については、橋りょう点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を選定し、耐震性の強化を図るための補強整備を進める。

① 橋りょうの損傷、劣化の点検

道路管理者は、橋台、橋脚など橋りょうの構造上重要な部材については、日常点検、定期点検、臨時点検等を実施し、施設の安全性を確認する。

② 橋りょうの防災補修工事

橋りょう点検の結果に基づき、橋りょうの防災工事が必要な箇所を選定し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。

4 道路付帯施設等の整備

道路に付帯する各種施設の災害後の道路機能を確保するため、緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に土砂災害に対する安全性、耐震性の強化に努める。

第6項 鉄道施設の整備

[西日本旅客鉄道株式会社]

鉄道施設における災害を防止するため、線路設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して災害時において常に健全な状態を保持できるよう災害予防計画を定める。

災害を防止するため、おおむね次の各号に掲げる事項について計画実施する。

- ア 橋りょうの維持補修並びに改良
- イ 河川改修に伴う橋りょう改良
- ウ トンネルの維持補修並びに改良
- エ 法面、土留の維持補修並びに改良
- オ 落石防止設備の強化
- カ 空高不足による橋けた衝撃事故防止及び自転車転落事故防止の推進
- キ 線路周辺の環境条件の変化における線路警戒体制の確立
- ク 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
- ケ 鉄道事故並びに災害応急処理要領に基づく、旅客対応支援体制の推進
- コ その他防災上必要な設備改良

第2節 火災予防の強化

第1項 火災予防計画

[日高広域消防事務組合消防本部、総務政策課、消防団]

1 消防力の強化

(1) 消防施設の増強

消防力の整備指針（改正 平成31年消防庁告示第4号）に基づき、消防に必要な設備及び人員を整備する。

また、消防水利の基準（改正 平成26年消防庁告示第29号）に基づき、消火栓、防火水槽等の充足を図る。

(2) 消防団消防力の強化

大火災等の災害時、地域における防災活動のかなめとなる消防団については、拠点施設の整備、充実を図るとともに、機動力及び災害対応力の強化を図るため消防ポンプ自動車をはじめ各種資機材の増強・整備に努める。

また、地域住民の理解と認識を深めるとともに、若年層への積極的な入団の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。

2 一般住宅に対する対策

(1) 住宅用火災警報器等の設置促進

消防法の改正により、すべての住宅に火災警報器等の設置が義務化された（平成23年6月1日から設置が義務となった。）ことを踏まえ、あらゆる機会を捉えて町民に対して積極的に設置の促進を図る。

ア 自治会及び各種団体等に対する説明会の実施

イ 啓発用パンフレット等の配布

ウ 各種メディアを活用した広報

(2) 消火器等の住宅用防災機器の普及促進

ア 住宅における出火防止や消火・避難等の対策を効果的に行うために、住宅用火災警報器のみならず、消火器の設置や安全装置付き暖房器具等の使用についての促進を図る。

イ 地震発生時に通電火災を未然に防ぐための感震ブレーカーの整備を促進する。

(3) 一般建築物の不燃化

火災の延焼を防止し、最小限の被害に止めるため、一般建築物の不燃化を促進する。

3 防災思想の普及

自治会、自主防災組織等に対し、消火実習や防災訓練等を通じて防火意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの防火対策の確立を推進する。

4 消防活動困難地域の対策

消防水利の不足や道路事情等により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び消防団の資機材の充実を図り、地域の災害活動体制を強化する。

5 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により、消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、安全対策に万全を期するよう指導を行う。

また消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用や消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着手の届出、日高広域消防事務組合消防本部が定める火災予防条例に規定する防火対象物用途開始の届出の際の指導を的確に行い、建築面からも火災予防の強化を図るものとする。

6 消防職団員の教育訓練

消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、教育訓練の計画を策定し、教育訓練を実施する。

- (1) 基礎訓練（規律訓練、車両訓練、操法訓練）
- (2) 火災防ぎょ訓練（招集出動、水利統制、人命救助、避難誘導、通信連絡訓練等）
- (3) 水防訓練
- (4) 救急救助訓練
- (5) 総合防災訓練

7 相互応援体制の確立

災害時における消防活動の万全を期すため、必要な協定を結び相互応援体制を確立する。

第2項 救急・救助体制の整備

[日高広域消防事務組合消防本部、総務政策課、消防団]

1 救急・救助体制の整備拡充

救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急、救助の高度化を図るため、救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、救助工作車・救助用資機材・高度救助用資機材の整備に努める。

2 救急・救助知識の普及

大災害が発生した場合には、多数の傷病者が集中し、医療機関等の救急能力をはるかに超える事態も予想される。このような事態に備え、地域コミュニティの防災能力の強化に努め、町民自らが自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当を可能な限り行うことのできるよう指導するとともに、体制づくりを推進する。

ア 応急手当の方法等救急知識の普及啓発

イ 町民、自治会、自主防災組織、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼

ウ 傷病者多数の場合の搬送基準の明確化と周知徹底

3 トリアージ体制の整備

災害時に救急隊員が救護所等において負傷者のトリアージ*1が適切に実施されるよう研修の実施に努める。

*1 トリアージ（負傷者選別）

トリアージとは、災害で多くの負傷者が出て医療能力を上回りそうな場合に、負傷者を「最優先治療」、「非緊急治療」、「保留・軽処置」、「不処置・待機」の4段階に振り分けることをいう。

現場での一次選別と、医療機関での二次選別がある。

トリアージでは、治療の優先度をカラーで表示した認識票（トリアージタグ）を負傷者に取り付ける。

【※和歌山県（統一様式）トリアージタグは、資料編「様式3-12」を参照。】

4 要配慮者に対する救急救助体制の整備

災害時の安全確保のため、避難計画の検討を行うとともに、自治会、消防団、自主防災組織、ボランティア等に協力を要請し、地域ぐるみで要配慮者を救急救助できる体制の整備に努める。

5 地区での救助資機材整備の促進

自治会又は自主防災組織が地区レベルでの防災活動の用に供するため、救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

第3項 林野火災の予防

[総務政策課、日高広域消防事務組合消防本部、消防団]

1 林野火災予防思想の普及徹底

- ア 報道機関及び林野関係機関の協力を得て、町民に周知するとともに、ポスター、標示板を利用しての防火標語の掲示
- イ タバコの吸いがらの投げ捨て防止の徹底
- ウ 火入れに関する届出時の消火設備の準備、後始末等の指導
- エ たき火等の行為を行う場合の消火準備、後始末等の指導
- オ 空地の枯れ草の刈取り等の指導

2 消火体制の確立

- ア 県と協議のうえ、森林保全推進員を配置し、森林の巡視を行うとともに、山火事の林野被害が発生するおそれのある林野等を「林野火災特別地域」と定め、林野火災発生の危険度の高い時期を重点に巡視にあたる。
- イ 山林所有者、山林作業者、山林関係庁等との連絡の緊密化及び林野の地理、水利等の状況把握
- ウ 林野火災予防体制を確立するため、県の林野火災特別地域対策事業を活用し、林野火災予防資機材の整備・充実を図る。
- エ 消火機材及び人員の輸送並びに通信（有線、無線、その他）手段の検討

3 監視体制の強化

林野火災の多発するおそれのある期間においては、巡視、監視等の警戒活動を強化し、火災の早期発見及び通報に努めるとともに、とくに火災警報発令中においては、火気使用制限の徹底を図る。

4 広域的、総合的な消防・防災体制の確立

町及びその他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と地域の保全を図る。

町は、火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期における警備体制、火災警報時における警戒体制、林野火災を考慮した消防隊の編成その他林野火災に対処する組織・計画を確立する。

林野火災の予防、警戒、鎮圧活動は、森林関係行政機関、山林所有者、山林作業従事者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には消防地域の接する市町村消防隊の相互援助協力によって目的を達することが多いため、これらの関係機関及び団体等と共助協力体制の整備充実に努める。

5 警戒業務

- ア 乾燥注意報又は強風注意報の発表時における火気使用制限の指導
- イ 火災警報発令時における法的な火気使用制限

ウ 子供による火遊びの防止と小、中学校に対する協力要請

6 県有林野火災用消防施設等の配備

県では、森林と住宅の近接化や入林者の増加等による林野火災被害等の危険性の増大に対して、林野火災予防体制を強化するための、林野火災予防資機材等の配備を行っている。

【林野火災用消防施設等の現況（隣接町含む）】

（平成29年4月1日現在）

	防火水槽 (基)	チェーン ソー (台)	可搬式 散水装置 (個)	可搬式 送水装置 (台)	可搬式 消防ポンプ (台)
由良町	2		2		2
広川町		2	3		13
日高町			4	1	4

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成30年度修正）

第4項 文化財の予防

[教育委員会、日高広域消防事務組合消防本部、消防団]

由良町には国や県による指定文化財（建築物）は存在しないが、絵画、彫刻等の指定文化財が多数存在している。文化財等所有者と協議し、常に関係機関と連絡を保ちながら文化財等を災害から守り、また、災害発生時においては迅速なる応急措置により被害の軽減を図る。

1 文化財の保護対策

- ア 火災を早期に発見して迅速なる消火活動を行い、その被害の軽減を図るために、文化財等の所有者に自動火災警報設備等の設置を促す。
- イ 文化財等の所有者は、自主的に防災計画を策定し、これに基づく防災組織等を整備し、常に防災施設の点検に留意して不時の災害に備える。
- ウ 教育委員会は日高広域消防事務組合消防本部と共同して、定期的に文化財等の防災施設の点検を行い、防災施設の整備を促進する。

2 文化財等の火災予防対策

(1) 防火指導

文化財の保存と活用の両面から、調査・研究活動を進め、町民生活に根ざした文化財となるよう、広く公開できる環境整備を行っていくとともに、関係者及び町民に対し、文化財防火デー、文化財保護強調週間などの機会を通じて「文化財を災害から守る」という意識の普及と啓発を図る。

(2) 文化財の管理

文化財関連施設の自主防火管理体制の強化を指導する。

なお、文化財所有者及び関係機関は、次のような防災対策上の施設整備に努める。

- ア 火災対策（警報・消火・防火設備の整備、火気の使用制限等）
- イ 落雷対策（避雷針の設置等）
- ウ その他の対策（周辺環境整備、委託保管、施設・機器の点検整備等）

第5項 危険物施設等の災害防止

1 危険物

[日高広域消防事務組合消防本部]

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な施設の維持管理及び貯蔵取り扱いの基準の遵守等の保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

(1) 保安教育の実施

- ア 危険物を取り扱う事業所の管理責任者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、日高広域消防事務組合消防本部等が実施する保安教育（講習会、研修会など）に協力する。
- イ 危険物安全週間に保安啓発活動を実施する。

(2) 規制の強化

危険物施設の立ち入り調査を適宜実施し、強力な行政指導を行う。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の事業管理に関する指導の強化
- イ 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化
- ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導強化
- エ 危険物の貯蔵取り扱い等安全管理についての指導

(3) 自衛消防組織の強化促進

- ア 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- イ 隣接して危険物を取り扱う事業所の相互応援に関する協定を促進し、自衛消防力の確立を図る。

(4) 化学消防機材の整備

危険物事業所における泡消火薬剤等及び必要機材の備蓄を促進する。

2 火薬類

[日高広域消防事務組合消防本部]

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を重点に災害対策を推進する。

(1) 保安思想の啓発

- ア 火薬類取締法の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 火薬類取り扱い等の指導
- エ 火薬類危害予防週間における各種事業の開催

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は、消費場所等の保安検査及び立入検査
- イ 各種事業所における実態把握と各種保安指導
- ウ 関係行政機関との密接な連携による保安維持の推進

(3) 自主保安体制の整備

- ア 保安協会等を中心とした火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する保安教育の充実・拡大
- イ 資格者の充実と資質の向上
- ウ 各事業所における保安教育の実施、充実
- エ 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底

3 高圧ガス

[日高広域消防事務組合消防本部]

高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化を図るとともに高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する自主的な活動の促進を図り、災害予防対策を推進する。

(1) 保安思想の啓発

- ア 高圧ガス関係法令の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 高圧ガス取り扱いの指導
- エ 高圧ガス保安活動促進週間における各種事業の開催
- オ LPガス消費者安全月間における啓発活動の実施

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は、消費場所等の保安検査及び立入検査の実施
- イ 各事業所における実態把握と各種保安指導の実施

(3) 自主保安活動の促進

- ア 各事業所における定期自主検査と自主保安体制の確立
- イ 自主保安教育の実施徹底
- ウ 資格者の充実と資質の向上
- エ 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底
- オ 安全器具等の設置促進

4 毒物劇物

[御坊保健所]

毒物又は、劇物により保健衛生上に危害が生じることを防止するため、次のことについて計画、実施する。

毒物又は、劇物等の炎上、流出、爆発、漏洩等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物等の製造、貯蔵、取り扱い等を行う施設（毒物劇物製造業者、同販売業者、同業務上取扱者）に対して、重点的に事故防止指導を行う。

- ア 毒物劇物営業者に対する立入検査の強化
- イ 毒物劇物屋外貯蔵タンクの継続調査及び指導の実施
- ウ 毒物劇物関係業者に対する講習会等の開催

5 危険物等積載船舶

[和歌山海上保安部、日高広域消防事務組合消防本部]

大型タンカーを主体とする危険物等積載船舶の事故発生による災害を未然に防止し、もって船舶、港湾施設等の安全確保に努める。

(1) 調査研究

防災活動を適切且つ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

ア 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料

イ 災害の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生の時期及び程度
の予察並びに判断のための諸資料）

ウ 港湾状況（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯水場等の状況）

エ 防災施設、機材等の種類、分布等の状況

オ 関係機関の災害救助計画

(2) 研修訓練

平常業務を通じて職員に対し、防災に関する指導を行うとともに、随時次の研修訓練を実施する。

ア 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修

イ 非常呼集、防火、捜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に
関する訓練

ウ 防災訓練の参加

(3) 防災思想の啓発

各種船舶に対する海難防止運動を実施するほか、随時海難防止講習会を開催し、資料の配布、スライド映写等により、海上災害防止思想の普及に努め、また、巡視船艇職員により一般船舶への訪船指導を強化する。

(4) 流出油の災害防止対策

油の流出による災害を防止するため、次の対策を講ずる。

ア 油の広域拡散防止物品の整備（オイルフェンス）

イ 油の回収装置の設備

ウ 油の化学処理剤の整備

エ 船舶における油流出防止設備の整備

6 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両

[御坊警察署、日高広域消防事務組合消防本部]

危険物、高圧ガス、火薬類等の車両による輸送中の災害の発生及び被害の拡大を防止するため、各関係機関は相互に連携を保ち、事故発生時における応急措置について万全の対策を講じるとともに、関係機関による輸送車両の査察等を強化する。

(1) 運送事業者及び従事者の自主保安体制の確立

ア 車両の整備点検

イ 有資格者の乗務（危険物取扱者、移動監視者等）

ウ 道路交通法規の遵守

- エ 注意書面（イエローカード）の携帯（高圧ガス）
 - オ 標識、警戒標等の掲示
 - カ 消火器、信号用具等の携行
 - キ 保安教育の徹底
 - ク その他
- (2) 予防査察
- ア 関係機関合同による街頭一斉査察の実施
 - イ 常置場所における立入検査の実施
- (3) その他
- ア 和歌山県高圧ガス地域防災協議会による指導の強化（高圧ガス）
 - イ 和歌山県火薬類保安協会による指導の強化（火薬類）
 - ウ 運送事業者及び従事者に対する安全運行に関する講習会等の計画実施
 - オ 出荷業者による運送従事者に対する安全運行に関する教育の徹底

7 有害物質流出等

[住民福祉課、総務政策課、事業所]

災害による有害物質の流出及び石綿の飛散等による町民の健康被害防止のため、平常時から予防対策に努める。対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。

【A】大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）

【B】水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質

なお、事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施し、事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び町と連携して実施する。

(1) アスベスト（石綿）飛散防止対策（上記【A】の物質）

ア 町は、県が著しく飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている可能性がある建築物の調査を行い、作成したアスベスト台帳の情報を共有する。また、建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応が取れるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。

イ 町及び県は、吹付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。

ウ 町は、県が石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を定め、作成した「和歌山県災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」を基に、連携した体制を構築する。

エ 町及び県は、災害ボランティア、復興従事者及び町民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。

(2) 有害物質流出防止対策（上記【B】の物質）

ア 町は、県が有害物質貯蔵事業所敷地外の土壌汚染等の対策について、作成した「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」を基に、県及び事業者と連携した体制を構築する。

イ 町は、有害物質貯蔵事業所の情報を把握し県と情報を共有する。

- ウ 事業者は、県が作成したマニュアルを参照し、災害時の有害物質流出防止計画を作成し、施設の改善、流出時の対応方法の検討及び定期的な訓練を実施する。
- エ 町、県及び事業者は、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。

第3節 防災環境の整備

第1項 防災知識の普及啓発

[総務政策課、教育委員会、日高広域消防事務組合消防本部、消防団、事業所]

町及び防災関係機関は、相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して町民及び防災関係機関の職員に対し、防災知識を普及啓発し、常に防災意識の高揚に努める。

1 防災知識の普及と意識啓発

町及び防災関係機関は、町民の災害に対する備えや心がけ、災害時における自発的な防災活動等について普及啓発に努める。

普及啓発にあたっては、下記の項目に留意して行うとともに、外国人、障害者等の要配慮者や男女のニーズの違いに十分配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるものとする。

(1) 普及方法

- ア 講演会の開催
- イ 町ホームページ等の利用
- ウ 防災パンフレット、広報紙による広報
- エ 地域社会活動などの促進・活用による普及啓発

(2) 普及内容

ア 災害の知識

- ① 災害の態様や危険性
- ② 各防災関係機関の防災体制及び講じる措置
- ③ 地域の危険場所（土砂災害、洪水、津波等）

イ 災害への備え

- ① 家庭に対しては、1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の生活物資の備蓄〔消費しながらの備蓄「ところてん方式」〕を奨励していく。
企業に対しては、従業員が事業所に留まるための備蓄を呼びかける。
- ② 非常持ち出し品の準備（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
- ③ 家具等の転倒防止措置、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- ④ 緊急避難場所安全レベル（☆～☆☆☆）の考え方と災害種別に応じた避難場所の確認
- ⑤ 「避難カード」を作成し、家族と避難場所・連絡方法の確認をしておくこと
- ⑥ 危険を感じたら、ただちに安全な場所へ移動すること（自主避難）
- ⑦ 日頃から雨の降り方、低い土地の浸水、河川の増水、裏山の土砂崩れに注意すること
- ⑧ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ⑨ 石綿の吸引を防ぐ防じんマスク（DS2やN95規格のマスクを推奨）の備蓄及び正しい活用方法を習得しておくこと
- ⑩ 自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加

ウ 災害時の行動

- ① 身の安全の確保方法、初期消火、救助、応急手当の方法
- ② 火の元（台所や暖房器具）の安全を確認すること
- ③ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ④ 情報の入手方法（防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、データ放送など）
- ⑤ 自家用車の使用制限等の注意事項
- ⑥ 要配慮者への支援
- ⑦ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ⑧ 避難生活に関する知識

2 要配慮者に対する啓発

- ア 町及び関係機関は、福祉施設等において災害に関する理解を深める防災教室等を開催する。
- イ 町及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼びかける。
- ウ 要配慮者に配慮した、防災に関する資料の作成、配布等を検討する。

3 防火管理者、危険物取扱者に対する特別講習

被害を軽減するためにも、防災知識の普及啓発を進めることは大切である。
防火管理者には火災予防を重点とした講習会へ、危険物取扱者には危険物の保安基準に関する高度な知識及び技術を養成する保安講習会への参加を呼びかける。

4 ボランティア、復興作業従事者に対する石綿ばく露防止教育

被災地では、日常的に粉じんが舞っており、呼吸器障害への注意が必要となる。特に、がれきや土砂の撤去・建物の解体現場では大量の粉じんが発生し、その中には人体に危険なアスベスト（石綿）が含まれている場合がある。

そのため、現場に入る前に「石綿ばく露防止教育」を実施し、適切な粉じん機能を有するマスクの使用を呼びかける。

5 活動を通じた啓発

町及び関係機関は、防災知識の普及を防災週間及び防災とボランティア週間等、防災に関する諸行事とあわせた講習会の開催、町民を対象とした防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用によって進める。

6 防災教育

(1) 児童・生徒に対する防災教育

ア 児童・生徒に対する防災教育

- ① 身の安全の確保方法、避難路、避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法

② 「津波避難3原則」の浸透

- ・想定にとられるな
- ・最善をつくせ
- ・率先避難者たれ

③ 災害についての知識

④ ボランティアについての知識・体験

イ 教育の方法

① 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練

② 「和歌山県防災教育指導の手引き」及び映像教材等を活用した防災学習

③ 特別活動を利用した教育の推進

④ 防災教育啓発施設の利用（稲むらの火の館＜－濱口梧陵記念館－津波防災教育センター＞、和歌山県土砂災害啓発センター等）

⑤ 身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動

(2) 社会教育事業における防災教育

町及び関係機関は、社会教育事業において、災害に対する知識、災害予防及び災害時の対応に関する教育を実施するとともに、ボランティアについて知識の普及及び体験を通じた活動の普及啓発を図る。

また、防災知識の普及の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域における支援体制の整備に関すること、被災時の男女のニーズの違いに配慮し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策の必要性等について普及啓発する。

7 防災広報

(1) 災害広報の手段

町及び関係機関は、町民の防災力向上をめざすため、各種手段及び機会を活用し広報活動に努める。

ア 印刷物による広報

イ 防災マップ、洪水、津波、土砂災害等の各種ハザードマップ等の配布

ウ 映像教材等による広報（地震・津波啓発等）

エ ポスター、作文、標語等の募集による広報

オ 町ホームページによる広報

(2) 広報の実施時期

防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して実施する。

第2項 自主防災組織の育成

[総務政策課]

町民が地域において、自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成・強化に関する事項について定める。

1 町及び町民の役割

- ア 町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の育成を推進する。
- イ 町民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

2 自主防災組織の育成

町及び日高広域消防事務組合消防本部は、平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。

(1) 活動内容

ア 平常時の活動

- ① 防災に対する心構えの普及啓発(広報紙発行、講習会の開催など)
- ② 災害発生への備え(要配慮者の把握、避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理、地区別避難計画図作成など)
- ③ 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置・炊出し・後方支援訓練など)

イ 災害時の活動

- ① 避難誘導(安否確認、集団避難、要配慮者への援助など)
- ② 救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)
- ③ 初期消火(消火器や可搬ポンプによる消火など)
- ④ 情報伝達(地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報などの地域住民への周知など)
- ⑤ 物資分配(物資の運搬、給食、分配)

(2) 育成方法

地域の実情に応じた自主防災組織の育成に努める。

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 各種講演会、懇談会等の実施
- ウ 各自治会への個別指導・助言
- エ 地域住民組織に対する情報提供(研修会等の実施)
- オ 防災リーダーの育成(養成講習会等の開催)
- カ 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の普及啓発
- キ 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- ク 防災資機材の整備助成
- ケ 防災訓練の実施

(3) 自主防災組織の単位

町民が自主的な防災活動を行ううえで、地域の実情に応じた適正な規模を単位として組織の設置を図る。

- ① 町民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる地域単位
- ② 町民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域単位

(4) 町の支援及び助言

町民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために必要な自主防災計画の作成、運営、防災資機材及び防災訓練等に対して町は支援や助言を行う。

(5) 自主防災組織規約等

自主防災組織は、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておく。

(6) リーダーの育成

自主防災組織の活性化にはその中核となるリーダーが必要である。そのため、各種組織の長、町職員、消防職員のOB等に協力を求め、講習会への参加等呼びかける。

3 事業所等による自主防災体制の整備

町及び日高広域消防事務組合消防本部は、事業所等に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

(1) 事業所等の役割

ア 平常時の活動

- ① 自主防災体制の整備
- ② 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- ③ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ④ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- ⑤ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- ⑥ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- ⑦ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

イ 災害時の活動

- ① 避難誘導（従業員、顧客の安全確保、安否確認、避難誘導、要配慮者への援助など）
- ② 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ③ 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- ④ 情報伝達（地域内での被害情報の町への伝達、救援情報などの周知など）
- ⑤ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

(2) 対象事業所

- ① スーパーマーケット、旅館、医療機関等不特定多数の者が出入りし、又は利用する施設
- ② 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- ① 多人数が従事する工場、事務所等で自主防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設

(3) 企業防災の促進

企業は、災害時の企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画を策定し、さらに、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）をあらかじめ策定するように努める。

また、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施、地域の防災訓練への参加及び地域住民と連携した防災活動等、防災活動に取り組むよう努めるものとする。

ア 普及・啓発

町は、企業が防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画を策定し、さらには実効性のある防災体制の整備として事業継続計画（BCP）の策定を行うよう、商工団体等を通じて普及・啓発を実施する。また、企業が災害時における役割を十分に認識し、防災活動に取り組むよう促す。

イ 策定支援と運用

町は、企業の防災活動に対する取り組みに資する情報等を提供するとともに、商工団体等と連携し、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画策定の支援に努める。さらに、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動等を実施し、企業が実効性のある防災体制の整備等を行うよう働きかける。

企業は、策定した計画を運用するため、全職員に浸透するよう職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上に努めるものとする。

第3項 防災訓練の実施

[各課]

災害時に防災活動を円滑に実施するため、各防災関係機関及び町民との協力体制の確立に重点をおく総合的な防災訓練を実施するとともに、町、日高広域消防事務組合消防本部の連携のもとに地域単位での各種防災訓練を実施する。

また、津波、洪水、土砂災害のおそれのある地域、家屋の密集している火災危険地域等それぞれの地域の災害特性を検討して実施する。

1 総合防災訓練

下記により、防災関係機関が合同して、同一想定にもとづき総合的な訓練を実施する。

(1) 実施時期

防災週間、梅雨期前又は台風時期前等に最も訓練効果のある適当な時期を選んで実施する。

(2) 実施場所

効果のある適当な場所又は地域

(3) 方法

県、町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民・事業所等が一体となって、同一想定にもとづき予想される事態に即応した災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定にもとづき、他市町村との訓練の相互参加に努める。

2 消防訓練

消防計画に基づく消防活動を円滑に遂行するため、消防に関する訓練を実施する。

3 水防訓練

水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、町職員及び消防団員により水防に関する次の訓練を実施するほか、必要に応じて隣接する他の市町村や関係機関と合同して実施する。

(1) 実施時期

防災週間、梅雨期前又は台風時期前等に最も訓練効果のある適当な時期を選んで実施する。

(2) 実施地域

町域を流れる河川のうち、危険が予想される地域を選んで実施する。

(3) 方法

現実の水防作業は、暴風雨の最中で、しかも夜間に行う場合が多いことを考慮し、次の事項等について訓練を行う。

ア 通報 イ 緊急動員 ウ 資材及び人員の輸送並びに配置

エ 避難誘導方法 オ 工法 カ 水防信号

4 学校等安全避難訓練

小・中学校、こども園において、火災その他不時の災害が発生した場合、迅速且つ円滑に児童・生徒等を安全な場所に避難させるため、各防火管理者において毎年1回以上適当な時期を定めて実施する。

5 避難救助訓練

町及び関係機関は、町民、事業所等の協力を得て避難の勧告・指示、誘導等が迅速に行われるよう訓練を実施する。

また、負傷者、高齢者、障害者等の要配慮者の避難誘導及び救出救助や避難に関連して医療・物資の輸送、給水給食に関する訓練にも配慮する。

(1) 実施時期

防災週間、梅雨期前又は台風時期前等に最も訓練効果のある適当な時期を選んで実施する。

(2) 方法

実施の方法についてはその都度定めるが、おおむね次の事項について実施する。

ア 通信連絡 イ 避難救出 ウ 炊き出し エ 給水 オ 物資輸送
カ 救出救護

6 災害通信連絡訓練

気象予警報の伝達、災害現場（想定）との連絡等を円滑に行えるよう町単独又は県及び気象台等の協力を得て、次の事項について訓練を実施する。

(1) 実施時期

防災週間、梅雨期前又は台風時期前等に最も訓練効果のある適当な時期を選んで実施する。

(2) 方法

実施の方法についてはその都度定めるが、おおむね次の事項について実施する。

ア 県及び気象台から受けた気象予警報の伝達
イ 災害現場と避難所、本部との無線による連絡

7 非常招集訓練

町長が勤務時間外において発令し、突発的災害時において速やかに登庁して万全の警備体制が整えられるよう適当な時期に訓練を実施する。

8 その他の訓練

ア 毎年実施される県の総合防災訓練に積極的に参加する。

イ 災害対策に必要なと思われる事項について、町単独又は関係機関と合同して適当な時期に実施する。

第4項 災害ボランティア活動支援環境の整備

[社会福祉協議会、住民福祉課]

災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からの災害ボランティアによる各種の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、災害ボランティア活動の普及、啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活性化を促進する。

1 受入体制の整備

町及び関係機関は、災害時に支援を申し出たボランティア及びボランティア団体に対し、その円滑な活動が行えるよう受入・活動の調整を行うための窓口の運営について、連絡調整を行う。

ア 多数の災害ボランティアが必要となる場合は由良町社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行ってその活動を支援する。この運営は社会福祉協議会等のボランティア関係団体が共同で行い、相互に緊密な連携のもとに効率的な活動を実施する。

イ 災害時にボランティア及びボランティア団体が円滑に組織化され活動できるようボランティア活動のリーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が積極的に活発に行われるよう住民意識の高揚を図る。

また、町とボランティアが相互に協調し円滑に活動できるよう、防災ボランティア登録制度を検討する。

2 災害ボランティア拠点の整備

由良町社会福祉協議会（地域福祉センター）を災害ボランティア拠点として位置づけ、災害時には協議会内に災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行い、災害ボランティア活動を支援する拠点とする。

3 人材の育成、活動支援体制の整備

ア 町及び関係機関は、由良町社会福祉協議会と連携を図り、町内のボランティア組織に対する防災教育、訓練等の充実を図るとともに、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

イ 災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、資材及び活動時の保障等の支援並びに活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。

第5項 要配慮者の安全確保

[住民福祉課、教育委員会]

高齢者や乳幼児、障害者、傷病者、難病患者、日本語を十分理解できない外国人等は、災害発生時に必要な情報を得ることや円滑かつ迅速な避難行動への対応に困難を伴うことが予想される。

そのため、町及び関係機関は、これら要配慮者の安全保護のため、施設及び地域社会の協力のもとに、対象者の把握、設備等の点検改良、施設ごとの防災計画策定と訓練実施、指導・啓発等の施策に努める。

1 地域拠点の整備

平常時における町民相互の助け合いや、適切なケアシステムの構築が、災害時における要配慮者対策にもつながることから、町民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりや、これを支える保健医療福祉サービスの連携・供給拠点を地域福祉センターに設定し、体系的に整備する。

2 要配慮者対策

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した総合的な防災計画を促進する。

イ 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように各施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。また、訓練により、防災計画の有効性の確認を行い、必要に応じて見直していく。

ウ 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。また、火気については、日頃より安全点検を行う。

エ 落下防止・転倒防止対策

天井材、照明器具等の落下防止、ロッカー・書棚など備品の固定など落下防止・転倒防止対策を施し、施設内での身の安全の確保を図る。

オ 施設のユニバーサル化^{*1}の促進

要配慮者が安全に避難できるよう施設や設備のユニバーサル化等の整備、改善を行う。

*1 ユニバーサル化：全ての生活者にとって安全で快適な生活を過ごせるような共生型の環境を構築する考え方。

カ 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者や通所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。常に、施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりに努める。

キ 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(2) 高齢者、障害者、妊産婦等対策

ア 対象者の範囲

防災上対象となる要配慮者の範囲は、在宅で生活を営む次の障害者、高齢者及びこれらに準じる者と考えられる。

- ① 障害者
 - a 身体障害者
 - b 重度心身障害者
 - c 知的障害者
 - d 精神障害者
- ② 高齢者
 - a ねたきりの状態にある者
 - b 介護を必要とする認知症を有する者
 - c 常時一人暮らしの者
- ③ 傷病者
- ④ 乳幼児
- ⑤ 妊産婦
- ⑥ 難病患者

イ 要配慮者のうち避難支援が必要な人の把握

① 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のうち要支援者の要件を満たす対象者を把握するため、町が業務上把握している情報と民生委員・児童委員、自主防災組織など住民組織から収集した情報を集約し、その情報のうち特に避難支援を要する者としての「避難行動要支援者」について対象者本人、又は代理人からの申込に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

② 避難行動要支援者名簿の対象者

- a 高齢者（65歳以上のひとり暮らし、寝たきり又はこれに準ずる者）
- b 介護保険法による要介護状態区分で3以上の認定を受けている者
- c 身体障害の程度が1級若しくは2級の者、知的障害の程度がA1若しくはA2の者又は精神障害の程度が1級の者
- d 前各号に掲げる者のほか災害時において支援が必要な者
医療機器を使っている人（人工呼吸器、酸素供給装置など）
人工透析を受けている人

③ 名簿情報提供に関する同意確認

- a 町は、避難行動要支援者名簿登録者に対して、制度の趣旨及び自主防災組織等への名簿情報提供についての同意届を送付するなどして理解を得るとともに同意確認を行う。
- b 自主防災組織等は、民生委員・児童委員等の協力を得て、地域が把握した避難行動要支援者を訪問するなどして、本人と具体的な避難支援等の方法について計画しておく。
- c 同意確認に際しては、「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援者自身が被害にあったりすることは十分考えられること」をよく説明し、「必ず

避難支援者が来るとは限らないこと」を承知していただく。

④ 名簿情報の提供

町は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた者及び自ら支援を希望し個人情報の提供に同意した者の名簿情報を、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関・県警察等避難支援等の実施に携わる関係者に提供する。

なお、現に災害が発生又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できる。(災害対策基本法第49条の11)

⑤ 守秘義務

名簿提供を受けた者は、正当な理由がなく名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

⑥ 避難行動要支援者名簿の管理・更新方法

a 管理方法

避難行動要支援者名簿は、町担当課（住民福祉課）、町社会福祉協議会、自主防災組織において、個人情報保護条例に基づき厳重に管理する。

b 更新方法

町が収集した情報及び民生委員・児童委員、自主防災組織など住民組織から収集した情報を基に、避難行動要支援者名簿の更新を行い、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関・県警察等避難支援等の実施に携わる関係者に提供する。

自主防災組織等避難支援に携わる関係者は、平常時において、対象者の情報を把握するよう努める。

⑦ 避難支援者の安全確保

避難支援者は、本人又は家族等の生命及び身体的安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することが原則である。

そのため、避難支援者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

ウ 防災についての指導・啓発

広報等により要配慮者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

① 要配慮者及びその家族に対する指導

a 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。

b 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日頃からコミュニケーションを図る。

c 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

② 地域住民に対する指導

a 自治会等において、地域住民の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。

b 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。

c 地域防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

エ 情報連絡手段の整備

防災上、情報入手が困難な聴覚障害者などへ、日常生活用具の給付などを通じて情報

伝達手段の整備を進める。

オ 安全機器の普及促進

防災上、介助支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、緊急通報システムの活用や防災機器の普及を促進する。

カ 防じんマスクの周知啓発

呼吸器に疾患のある方や乳幼児、高齢者は、咳や呼吸困難の症状が出やすいことから、防じんマスク着用の啓発と防じんマスクの正しい着用方法、粉じん機能を有するマスク（DS2やN95規格のマスクを推奨）の備蓄について周知啓発する。

キ 手話通訳等のボランティアの確保

災害発生時に各拠点の避難所に手話通訳等のボランティアを派遣できるよう、社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関等の協力を得て、手話通訳等のボランティアの確保に努める。

3 旅行者、外国人等への対策

前記以外の要配慮者として、地理に不案内なことなどから、旅行者、外国人等が考えられる。これらの人々に対して、要配慮者として安心して行動できるような条件、環境づくりに努める。

(1) 災害関連情報の外国人等への広報

防災関連情報の広報手段（ポスター、パンフレット等）を検討する。

(2) 誘導標識や案内板等の整備

旅行者に対しては、避難地案内板や避難誘導標識等の整備を促進する。

外国人については、言葉の問題が大きな障害となる。その対策となる広報活動、防災訓練等について検討する。

(3) 通訳ボランティアの確保

災害発生時に各拠点の避難所に通訳ボランティアを派遣できるよう、事前にボランティアの登録を行うなど、通訳ボランティアの確保に努める。

(4) 避難訓練への参加呼びかけ

避難訓練の際には、外国人の参加を呼びかけるよう努める。

第4節 防災体制の整備

第1項 防災体制の整備

[総務政策課]

災害時に効率的な防災活動を行うため、平常時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

1 由良町防災会議

(1) 設置根拠

災害対策基本法第16条

(2) 組織及び運営

災害対策基本法、由良町防災会議条例の定めるところによる。

(3) 所掌

ア 由良町地域防災計画の作成及びその実施を推進する。

イ 由良町の地域に係る災害が生じた場合において当該災害に関する情報を収集する。

ウ 水防法（昭和24年法律第193号）第34条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。

エ 前項に掲げるもののほか、災害対策基本法又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 災害応急対策組織の整備

(1) 災害応急対策組織の整備

災害の予測及び予報、災害に関する情報の収集伝達、災害応急措置の実施等災害応急対策の実施に関する災害対策本部その他の組織を整備するとともに、絶えずその改善に努める。

(2) 動員計画の習熟及び緊急連絡網の整備

職員は、災害時における自らの役割について、日頃から習熟に努めるとともに、災害対策要員の配備体制（動員計画）及び役割についてあらかじめ定め、また、勤務時間外についても緊急連絡網を定めるなど、迅速な防災活動体制の確保を可能にしておく。

3 防災研修及び訓練の充実

(1) 災害時初動体制マニュアル及び避難勧告等の発令基準・伝達マニュアルの習熟

町職員は、日頃から「災害時初動体制マニュアル」及び「避難勧告等の発令基準・伝達マニュアル」に目を通し、習熟しておくこととし、災害時の状況に応じた的確な対応がとれるよう備える。

(2) 防災研修及び防災訓練の実施

ア 町職員の防災教育

災害の応急対策には、職員一人ひとりの防災知識及び心構えが重要な要素である。そこで、各自の任務分担の自覚、更には防災知識とその技術の修得を図るため、講習会・

研修会・実動訓練等を実施し習熟に努める。

イ 消防団員の防災教育

防災関連の研修会への積極的な参加を促進するとともに、消防団員の研修会、各種訓練等を実施し、専門的知識の習得等、消防団員の資質の向上を図る。

ウ 防災訓練の実施

防災訓練の実施については、第2編第1章第3節第3項「防災訓練の実施」に定めるところによる。

町は、関係機関、町民、事業所等の協力のもとに、組織動員訓練、水防訓練、消防訓練、避難訓練、通信訓練、給水給食訓練等の各訓練を総合的に実施し、災害時における防災活動の円滑な実施体制の確立に努める。

4 避難勧告等の発令基準・伝達マニュアルの運用・修正

平成23年9月の紀伊半島大水害や平成26年8月の広島土砂災害など避難勧告等の発令の遅れや情報伝達、危険箇所の認識不足など多数の課題を残しました。

これら課題に対応するため和歌山県のモデル基準を参考としながら、由良町の「避難勧告等の発令基準・伝達マニュアル」を修正し警戒体制を強化しているところである。

町職員は、本マニュアルを習熟し被害が発生する前の段階に避難勧告等を発令できるよう、気象情報等を分析した予測ベースの発令に努める。

また、実際の災害現象や避難行動を踏まえ、発令基準を検証し必要に応じマニュアルを修正していく。

5 由良町業務継続計画（BCP）の推進

災害発生時に非常時優先業務を継続し、最短で業務の復旧を図るために事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定めておく。

町職員は、「由良町業務継続計画」を習熟しておくこととし、災害時における人員や施設及び資機材等が制約を受ける状況の中で、限られた人員や資機材の資源を効率的に投入し早期復旧を必要とする非常時優先業務の立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの低下の抑制に努める。

第2項 広域防災体制の確立

[総務政策課、上下水道課、日高広域消防事務組合消防本部]

災害時の広域相互援助を行うことを目的として、広域での自治体間相互応援に関する協定を締結し、相互応援体制の整備に努める。

1 市町村間との広域応援体制の充実

町は、災害時の相互援助を目的として、災害応急対策の相互応援に関する協定や消防相互応援に関する協定を締結し、広域的な相互応援体制の推進に努める。

2 関係団体及び民間企業との協力体制の確保

応急活動や救援活動の効率化を図るため、平常から関係団体及び民間企業との協力体制を整備するとともに、災害時の連携を図るため情報交換を行う。

3 相互応援協定等の状況

(1) 和歌山県下消防広域相互応援協定

この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、和歌山県域内において大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めたものである。

(2) 水道災害相互応援対策要綱に基づく協定

この協定は、地震、異常湧水等による水道災害において日本水道協会和歌山県支部及び和歌山県水道協会に所属する市町村が相互で行う応援について必要な事項を定めたものである。

(3) 和歌山県防災ヘリコプター応援協定

この協定は、和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災ヘリコプターの応援を求めることに関し、必要な事項を定めたものである。

(4) 災害時の医療救護に関する協定

この協定は、災害救助法に基づいて、日高医師会の協力を得て行う災害救助のうち、医療に関する救助について、必要な事項を定めたものである。

4 県職員派遣制度の活用

大規模災害時における災害応急対策業務の市町村支援のため、県が創設する各種県職員派遣制度（災害時緊急機動支援隊、住家被害認定士、災害廃棄物処理支援要員）を活用し、必要な対策要員の確保に努めるものとする。

第3項 防災拠点の整備

[総務政策課]

1 災害対策本部機能の整備

災害対策本部設置予定場所として、役場庁舎を設定し、災害対策を行う上で必要な諸施設を整備する。

(1) 機能

- ア 各種情報の収集・処理・伝達機能
- イ 災害対策の審議・決定機能
- ウ 災害応急対策活動の指揮・指令機能

(2) 設置場所

由良町役場

(3) 主な設備

- ア TV、ラジオ、ビデオ（デジタルビデオカメラ等）
気象情報、ビデオ映像等の表示
- イ 通信機器
 - ① 電話、FAX
 - ② 和歌山県総合防災情報システム
 - ③ 衛星携帯電話
 - ④ 消防無線
 - ⑤ 由良町防災行政無線
 - ⑥ パソコン（インターネット等による情報交換）

(4) 地図等

- ア 由良町全図
- イ 住宅地図
- ウ その他の備品（本部看板、本部用腕章、ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、雨合羽、ローソク、自動車標旗、ハンドマイク、担架）

(5) 安全対策

- ア 非常用発電施設を確保し、長時間の停電に対する備えを整える。
- イ 役場本庁舎が防災拠点として使用できなくなる可能性に備え、防災活動拠点としての機能を備えた代替防災拠点（被災が無い場合は、後方防災拠点として機能）の整備を図る。

(6) 代替拠点施設

役場庁舎が被災し、機能を発揮しえない場合は、ゆらこども園（2階）を代替拠点施設とする。

2 地域防災拠点の整備

大規模災害時に由良町域に係わる救援・救護、復旧活動等の拠点となる地域防災拠点を整備する。

(1) 役割と機能

地域防災拠点は、県が設置する広域防災拠点*¹に集結した応援要員や緊急物資の受け皿であり、町域の消防、救援、救助、復旧等の活動拠点や要員・資材の集積、さらには物資の備蓄・保管場所としての役割を担う。

* 1 広域防災拠点：大規模災害時において、県が速やかに国の応援を受入れ、効率的・効果的な応急対策を実施するための拠点

(2) 設置場所

町立武道館

(3) 主な設備

ア 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース

イ 防災活動要員の駐屯スペース

ウ 物資、復旧資機材の備蓄施設

エ 災害対策本部、医療機関、日高広域消防事務組合消防本部や他の拠点と交信可能な通信設備

オ 非常用発電機

カ その他備品（災害対策本部整備備品に準じる）

3 応援受入拠点

(1) 自衛隊

自衛隊の活動地域は町全域とし、連絡事務所を役場内（災害対策本部の一部）に設置し、集結場所等は海上自衛隊由良基地分遣隊と協議する。

連絡事務所：役場内（災害対策本部の一部）

宿舎等：海上自衛隊由良基地等

(2) 県・市町村

県・市町村等の応援職員の活動拠点は役場（災害対策本部）とし、宿舎等は由良中央公民館とする。

活動拠点：庁舎（災害対策本部）

宿舎等：由良中央公民館

(3) 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊の活動拠点は、日高広域消防事務組合消防本部庁舎とする。

(4) 医療班

医療班の活動拠点は、白崎会館とし必要に応じ避難所、学校等に開設した救護所とする。宿舎等は由良中央公民館とする。

活動拠点：白崎会館、必要に応じ避難所、学校等に開設した救護所

宿舎等：由良中央公民館

(5) 災害ボランティア

一般ボランティア、専門ボランティアの活動拠点は社会福祉協議会（地域福祉センター）とし、宿舎は町立武道館とする。

活動拠点：社会福祉協議会

宿舎等：町立武道館

【 防 災 拠 点 】

種 別	災 害 対 策 本 部	地 域 防 災 拠 点	地 区 防 災 拠 点
活 動 拠 点	由良町役場 (代替：ゆらこども園2階)	町立武道館	各小学校等 (衣奈・白崎・由良小学校・ ゆらこども園)
機 能	①各種情報の収集・処理・伝達 ②災害応急対策の審議・決定 ③災害応急活動の指揮・指令	①町域の消防、救援、救助、復旧等 活動拠点 ②防災活動要員の集合場所 ③物資・資機材の集積、備蓄保管	地区を単位とした防災拠点 ①情報拠点 ②救護拠点 ③町民との相談窓口 ④自主防災組織の活動拠点
主 な 設 備	①TV、ラジオ、ビデオ ②通信機器 (電話、FAX、衛星携帯電話、町防 災行政無線、パソコン一式等) ③地図等	①物資、資機材の集積・配送スペース ②防災活動要員の駐屯スペース ③通信設備 ④その他(災対本部に準じる)	TV、ラジオ、その他

【 受 入 拠 点 】

種 別	自 衛 隊	県・市町村	緊 急 消 防 援 助 隊	医 療 班	災 害 ボ ラ ン テ ィ ア
活 動 拠 点	町 全 域	庁 舎	日高広域消防事務組合	白 崎 会 館 必要に応じ避難所、 学校等の救護所	社 会 福 祉 協 議 会 (地域福祉センター)
連 絡 事 務 所 宿 舎 等	役場内(災害対策本部 の一部) 海上自衛隊由良基地	由良中央公民館	消 防 本 部	由良中央公民館	町 立 武 道 館

第4項 防災対策用資機材の整備点検

[総務政策課、産業建設課、日高広域消防事務組合消防本部]

災害時に、町職員及び関係機関が災害応急対策を円滑に行えるよう防災対策用資機材を整備するとともに、随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

1 資機材の整備点検

初期消火、救助活動、救護活動、水防活動、防疫等に必要な資機材を整備する。また、整備済み資機材は、定期的に点検し、維持管理に努めるとともに、不足するものについては補充する。

(1) 整備項目

- ア 水防、消防等の資機材
- イ 特殊車両
- ウ 建設用資機材
- エ 医薬品、防疫用薬剤等
- オ その他災害用装備資機材

(2) 保有(備蓄)資機材の点検

- ア 不良箇所の有無
- イ 機能試験の実施
- ウ 種類、規格と数量の確認
- エ 医薬品の使用期限等の確認
- オ その他

資機材等の点検結果は、常に記録しておくとともに、破損等が発見されたときは、補充、修理を行う。

2 備蓄倉庫の整備

防災対策用資機材の分散備蓄を推進するため、備蓄倉庫の整備に努める。

また、災害時におけるリスクを少なくし、発災時の迅速な対応を図るため、各避難場所での分散備蓄を行う。

なお、沿岸地区に設置する備蓄倉庫は、津波浸水想定区域を考慮した配置に努める。

3 資機材調達体制

備蓄資機材に不足が生じる場合に備え、あらかじめ関係団体等との協定を締結し、調達体制の確保に努める。

第5項 情報通信体制・機器の整備

[総務政策課]

災害時の情報収集、伝達手段として機能する情報通信機器・施設を整備する。

1 和歌山県総合防災情報システムの活用

和歌山県総合防災情報システムは、県庁統制局防災センターを中心とし県と市町村、各消防本部、防災関係機関及び県出先機関相互を有線系・衛星系ネットワークの二重化で結び大災害時にも途切れにくい通信基盤を有している。

町職員は、和歌山県総合防災情報システムの取り扱いについて平常時より習熟し、災害時に活用できるよう努める。

2 由良町防災行政無線の整備状況

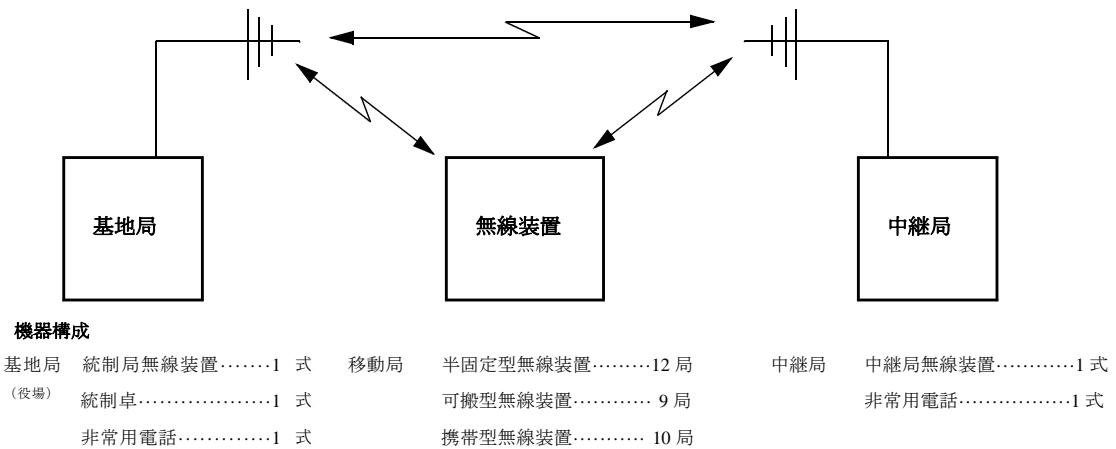
町民の生命・財産の安全を守るため、災害情報を迅速且つ的確に提供する町防災行政無線の整備・点検に努める。

(1) 移動系無線システム

災害現場の情報を迅速且つ的確に収集し、応急対策を円滑に実施するため、車載移動無線機や可搬型無線機の整備充実を図る。

(2) 同報系無線システム

地域住民に対して情報を迅速且つ的確に伝達するため、同報系無線の整備充実を図る。



(3) 運用体制の整備

- ア 平常時から各種無線機の点検を行い、機能を十分に発揮できるように努める。
- イ 緊急時に防災行政無線操作ができるよう、職員研修を実施するとともに操作マニュアルを作成する。

3 災害無線通信体制の充実・強化

町、県及び防災関係機関は災害時等に電話又は自己の所有する無線通信施設等が使用できないとき、又は利用することが困難な場合に対処するため、電波法第52条等の規定に基づく非常通信の活用を図り、非常通信体制の整備充実に努める。

町、県及び防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑且つ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

4 災害時優先電話の指定

情報連絡に用いる電話について、災害時の電話ふくそう時にも発信できる「災害時優先電話」を西日本電信電話(株)に申請し、位置付けを的確に行う。

5 特設公衆電話の配備推進

大規模災害等により避難所へ避難された方々に対し、安否発信等緊急の通信手段を確保するため、避難所への特設公衆電話回線の事前設置を推進する。

6 通信手段の整備

災害時通信手段の多様化を推進し、非常時の職員への連絡体制の強化や情報収集の機動力の向上に努める。

また有線電話・衛星携帯電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底するとともに、機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

7 その他通信網の整備

災害時のその他の情報伝達手段として、インターネット、SNS等の既存メディア、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信網を整備・充実する。

第6項 避難収容体制の整備

[総務政策課、住民福祉課]

町は、災害時に町民が安全且つ速やかに避難できるよう、総合的且つ計画的な避難対策の整備を図る。

避難所は、災害の種類や状況の変化に応じて適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに、避難施設の耐震化及び周辺環境の整備に努める。

1 避難所の現況

町が指定する避難場所は、巻末資料編のとおりである。

2 避難路の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、避難路を、要配慮者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

- ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ 落下・倒壊物対策の推進
- ウ 誘導標識、誘導灯の設置
- エ 段差解消、誘導ブロックの設置等
- オ 避難路上の障害物の除去

3 避難施設の選定、整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする町民を臨時に収容することのできる避難施設を選定、整備する。

なお、避難施設は、あらかじめ「全般災害」、「津波時は避難ビル」など想定される災害種別に応じて区分し選定しておく。

(1) 避難施設の選定

避難施設は、自治会単位での避難行動を考慮して選定し、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

(2) 避難施設の設置基準

避難施設の設置基準は避難距離、施設の安全性、収容規模の観点から、以下のように定める。

- ア 原則として徒歩圏内（半径2km）に設置する。
- イ 耐震性・耐火性を有する公共施設等とする。
- ウ 避難施設の収容面積は、おおむね $2\text{ m}^2/1\text{ 人}$ とする。

(3) 避難施設の運営管理体制の整備

町は、緊急時の避難施設の開設・運営を円滑に行うため、避難所運営マニュアルを整備し、避難所の開設・運営訓練を計画的に実施する。また、訓練の検証結果を踏まえたマニュアルの見直しに努める。

- ア 避難施設の管理者不在時の開設体制
- イ 避難施設を管理するための責任者の派遣

- ウ 災害対策本部との連絡体制
 - エ 自治会、自主防災組織、施設管理者との協力体制
 - オ 男女のニーズの違い等が把握できるよう女性を配置した運営管理体制
- (4) 要配慮者に配慮した避難施設の整備
- 災害時における避難生活において、避難者とりわけ、高齢者、障害者などの要配慮者にとって、避難施設内の段差解消、福祉仕様のトイレ設置等の福祉的整備は、重要な問題である。
- 町は、以下に示す避難所の福祉的整備に関する基準に基づき、避難所の設備の充実に努めるとともに長期避難が可能な避難施設を事前に把握しておく。
- ア 多数の避難に利用する施設の管理者は、和歌山県福祉のまちづくり条例や由良町高齢者保健福祉計画等に基づいた整備・改善に努める。
 - イ 多人数の避難に利用する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。（ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを使用できる場合は、この限りではない。）
 - ウ 町は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの仕様等）に支障のないよう配慮する。
 - エ 町は、施設管理者の協力を得て、県とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。
- (5) 生活環境の整備
- ア トイレの確保、清掃等生活環境対策
 - イ 避難の長期化等に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮できる生活環境の整備
- (6) 広域一時滞在に係る避難対策
- ア 町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。
 - イ 町は、指定避難施設が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。
 - ウ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

4 避難誘導体制の整備

(1) 状況判断基準の確立

町は、災害時において、地区毎の状況等について迅速に把握し、また、自治会、自主防災組織など地域住民組織との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進め、災害種別毎に、避難勧告等を適切に発令するための判断基準（避難勧告等の発令基準・伝達マニュアル）等の確立を図る。

(2) 避難誘導體制の整備

ア 町

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、要配慮者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自治会、自主防災組織など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

イ 学校、医療機関等の施設管理者

学校、医療機関、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

5 避難に関する情報の周知

避難に関する情報（避難場所、避難方法等）について、町ホームページ、各種ハザードマップ（洪水・津波・土砂災害）、広報誌等をとおして、町民に対する周知を図るとともに、地区ごとに災害（水害や土砂災害）を想定した避難訓練を、消防団や自治会に協力を求めて実施するよう検討する。

6 応急仮設住宅等の事前準備

町は、災害の被害状況に応じて、公有地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

第7項 医療・救護体制の整備

[住民福祉課]

緊急事態が発生した時の対応を医師会と協議し、大災害時に出動を要請するとともに、直ちに対応できる体制を確立する。

1 医療拠点の整備

災害時における医療施設として、町内の既存医療施設、各小学校に救護所を設定し、それらの中心となる医療救護拠点を白崎会館に設定する。

(1) 救護所

医療班の派遣を受けて、被災者の応急処置、トリアージ*1を行い、重傷患者は救急（日高広域消防事務組合消防本部）に対し、町域の医療機関又は後方医療機関への転送を要請する。

救護所	対象地区
由良小学校	阿戸区、網代区、横浜区、里区、南区、江ノ駒区、門前区
ゆらこども園	中区、畑区
白崎小学校	大引区、神谷区、吹井区、柳原区、黒田区、糸谷区
衣奈小学校	衣奈区、小引区、戸津井区、三尾川区

*1 トリアージ（負傷者選別）

トリアージとは、災害で多くの負傷者が出て医療能力を上回りそうな場合に、負傷者を「最優先治療」、「非緊急治療」、「保留・軽処置」、「不処置・待機」の4段階に振り分けることをいう。

現場での一次選別と、医療機関での二次選別がある。

トリアージでは、治療の優先度をカラーで表示した認識票（トリアージタグ）を負傷者に取り付ける。

【※和歌山県（統一様式）トリアージタグは、資料編「様式3-12」を参照。】

(2) 医療救護拠点（地域福祉センター）

- ア 医療情報の収集・整理
- イ 町内外医療機関との連絡・調整
- ウ 救護所の統括、調整
- エ 医療班の編成と派遣（応援の受入を含む）
- オ 医薬品等の集積と救護所等への配付

2 後方医療体制

(1) 広域搬送及び後方医療活動の支援体制

被災区域外の医療施設において広域の後方医療活動を行えるよう協力体制の整備に努める。

また、搬送に必要な傷病者のために、救急車、ヘリコプター等を利用した移送手段の充

実を図る。

(2) 被災者の健康管理

被災者（地域、避難所及び仮設住宅）の健康管理、精神保健福祉及び防疫活動のための体制整備に努める。また、保健師の派遣等に係る調整を行い、町保健師のみで対応ができない場合は、御坊保健所に派遣要請を行う。

3 医療品等の確保

ア 医療用医薬品等の備蓄は、町内医療機関の備蓄により対応するとともに、和歌山県薬剤師会日高支部と連携して確保する。

イ 備蓄庫に応急的衛生日用品、常備薬を備蓄する。

ウ 町外からの救急医療物資は、医療救護拠点に集積し、輸送車により搬送する。

4 日高医師会との協力

町と日高医師会は、災害時における医療救護についてより効果的活動が行えるよう、連携を強化するとともに、協定等の整備に努める。

5 医療情報の収集・伝達体制の整備

町、県及び医療関係機関は、連携して災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

(1) 連絡体制の整備

町、県及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

(2) その他

ア 町は、医療機関及び医療班との情報連絡手段を確保する。

イ 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第8項 食料・飲料水・生活必需品の備蓄・確保

[総務政策課、上下水道課]

災害時に備え平常時より保存性の高い食料、生活必需品等を備蓄するとともに、災害時の食料等供給計画を立て、非常用物資の供給体制の整備に努める。

1 個人備蓄の促進

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、町民に対して以下に示す食料、飲料水の備蓄及び非常持ち出し品を備蓄するよう啓発・指導する。

(1) 食料

家庭に対しては、1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の生活物資の備蓄〔消費しながらの備蓄「ところてん方式」〕を奨励していく。

食料については、調理不可能な場合も考えて、アルファ米や乾パン、缶詰など、調理不要な食料も併せて用意しておく。

企業に対しては、従業員が事業所に留まるための備蓄を呼びかける。

(2) 飲料水

ア 災害による断水が長期に及ぶ場合は、町により速やかに応急給水を実施するが、各家庭においても水質等に注意し、1週間分程度の飲料水の備蓄に努める。

イ 井戸等の水源について利用できるよう定期的に水質検査（井戸水飲用適否検査）を行う。

(3) 非常持ち出し品

非常時の持ち出し品として、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を準備し、置き場所を決めておく。医薬品や乾電池については、期限等に注意し、定期的に点検して入れ替えを行う。

2 町の備蓄

災害時における食料、水、生活必需品の確保は、被災者に対する急務の問題である。そのため、町、県をはじめ防災関係機関は、その確保体制の整備を図るものとする。

(1) 食料及び生活必需品の確保

必要な食料及び寝具その他の生活必需品を供給又は貸与するために、非常食料、毛布等の備蓄を行い、その補充及び更新を行う。

また、備蓄物資の種類としては、高齢者や乳幼児等に配慮した品目の見直しを図る。

ア 高齢者や乳幼児等へ配慮した品目

- ① 高齢者用食
- ② 粉ミルク
- ③ ほ乳瓶
- ④ おむつ
- ⑤ 生理用品など

イ その他用品の確保

- ① 精米、即席麺などの主食

- ② 野菜、漬物、菓子類などの副食
- ③ 被服(肌着等)
- ④ 炊事道具・食器類(鍋、炊飯用具等)
- ⑤ 光熱用品(LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
- ⑥ 日用品(石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)
- ⑦ 医薬品等(常備薬、救急セット)
- ⑧ 介護機器、補装具、日常生活用具等(車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等)
- ⑨ 寝棺、遺体袋など

(2) 飲料水の確保

ア 補給水利の確保

補給水利として水道施設等の水を応急給水の水源として確保する。また、そのバックアップ体制として河川、井戸水等からの応急給水の措置を行う。

- ① 状況に応じて河川等の水を簡易浄水装置により浄化し応急給水を行う。
- ② 災害時に使用可能な井戸をあらかじめ調査・確保しておく。

イ 応急給水拠点等の整備

- ① 拠点給水は、原則として避難所や水道施設等において行うが、被災の状況に応じ、断水の集中している地域に、臨時応急給水拠点を設け、給水タンクやポリタンクによる応急給水を行う。
- ② 水道施設においては、応急給水所及び給水拠点としての整備を図る。
- ③ 各配水池への緊急遮断装置等の整備を推進する。

ウ 応急給水用資機材等の整備

給水タンク・仮設給水栓・携行缶・非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の整備充実を図る。

エ 応急給水マニュアルの整備

応急給水マニュアルの整備を検討する。

【防災用備蓄物資】

主 な 品 名		
アルファ米	非常用飲料水袋(6リットル)	投光機
野菜ジュース	ウォーター土のう	発電機
飲料水	土のう	キャリーセット
災害救助用毛布	懐中電灯	マスク

(町総務政策課調べ：令和2年1月1日現在)

(3) 備蓄の管理

備蓄品は総務政策課において定期的に点検し、補充・更新を行う。

備蓄物資の一箇所集中を避けるとともに、速やかに物資等を輸送・提供するため分散備蓄を図り、防災拠点となる町立武道館や小中学校の余裕教室等を利用し、被災者の被災直後の生活に必要な食料及び生活必需品等を備蓄する。

そのほか、沿岸地区に設置する防災倉庫（備蓄倉庫）は、津波浸水想定区域を考慮した配置に努める。

(4) 民間業者との協定の推進

食料、日用品、資機材など生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、あらかじめ関係業界団体等との協定の締結を推進する。

ア 主食、副食及び日用品等の関係業界と協議し、事前に調達に関する協定を締結する。

イ 事前に調達に関する協定を締結した場合、流通在庫備蓄方式により食料等の確保を図り、定期的な物資保有数量報告による在庫量の確認・更新、協定先の見直しを行い、事情の変化に対応する。

第9項 緊急輸送体制・ヘリポートの整備

[総務政策課、産業建設課]

災害時における災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制の整備について定める。

災害発生直後においては、緊急に必要となる各種物資や人員を搬送するため、使用可能な交通・輸送ルートや車両等を確保することが極めて重要である。

そのため、あらかじめ緊急時の町活用道路や緊急通行車両等を指定するとともに、多様な輸送手段の検討及び人員や車両の調達を含めた輸送力の確保等、災害時に緊急輸送道路を活用した迅速かつ的確な緊急輸送が行われるよう環境の整備を図る。

1 陸上輸送体制の整備

(1) 緊急時の町活用道路の選定

災害発生後、救助・救援・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急時の町活用道路を定める。

緊急時の町活用道路は、県が設定する緊急輸送ネットワーク（第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路）との接続に留意して選定する。選定にあたっては、警察及び関係機関と十分協議を行うとともに、広域圏を視野に入れて検討する。

ア 緊急輸送道路

「緊急輸送道路網図」参照（2－58頁）

イ 地域防災拠点（物資輸送拠点）

町立武道館

(2) 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(3) 大規模災害時における災害応急対策業務の支援

町内において地震、風水害その他の大規模な災害が発生し、建設資機材及び労働力による応援が必要と認める場合、町は由良町建設業協会、和歌山県自動車整備振興会御坊支部由良ブロック会等に応援を要請する。

ア 大規模災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業（道路啓開作業）

イ 大規模災害時における道路、河川、港湾等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業

ウ 緊急車両等の通行のため被災車両の除去作業

エ その他必要と認める緊急応急作業

(4) 緊急通行車両の事前届出

災害時の応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、町有車両を緊急通行車両として御坊警察署長を経由し、県公安委員会へ事前届出を行い「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けておくものとする。

(5) 車両の確保・整備

災害発生時或いは災害の発生が予想される場合に、災害応急対策活動に必要な物資、要

員、要避難者等を輸送するための車両を確保・整備する。

また、必要に応じて町域及び近隣市町村内の民間企業、団体等に対し、借り上げを要請することも考えられるので、事前に協定を結ぶなどして、車両の確保に努める。

2 航空輸送体制の整備

ア 陸上交通が途絶した場合に備えた空のアクセスを確保し、災害時の救護・救助活動、緊急物資の輸送、林野火災時の空中消火等を円滑に実施するため、ヘリコプターの臨時発着場の選定を行う。

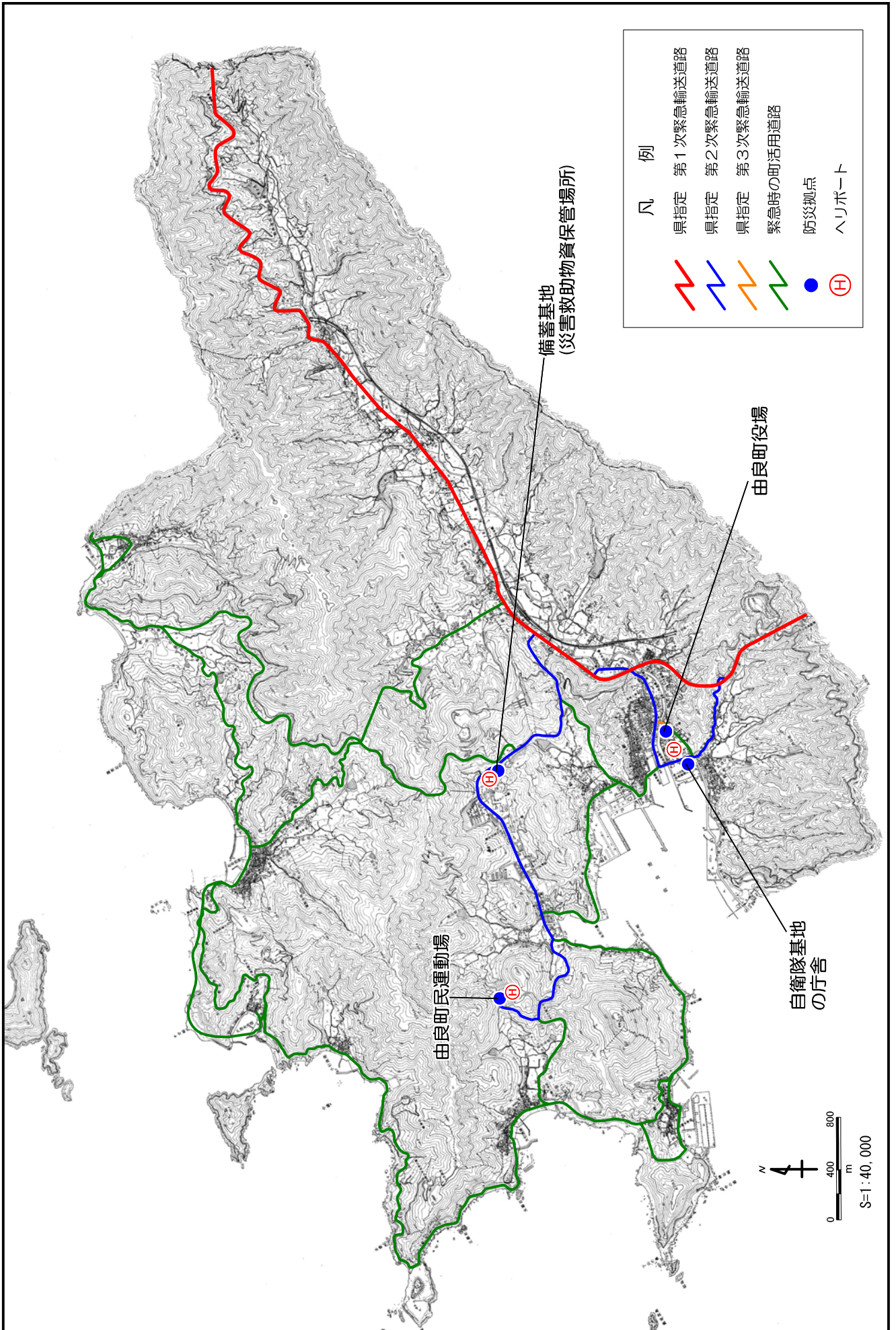
イ 必要に応じてヘリコプターの臨時発着場の増設整備を図り、その管理・運用に努める。

【災害時におけるヘリコプター発着予定地】

施設名	所在地	施設管理者		発着場面積 東西m南北m	備考
		氏名	電話番号		
由良中学校	阿戸 708	由良町教育委員会	0738(65)1800	100×80	北側に校舎
由良町民運動場	吹井 822-2	由良町長	0738(65)1800	120×120	
由良町防災ヘリポート	吹井 941-1	由良町長	0738(65)1801	60×60	北、東、南に山

3 海上輸送体制の整備

災害時の緊急海上輸送に備え、和歌山海上保安部、県、漁協等の関係機関と協議のうえ、事前に接岸場所や運航方法、協力体制等について定めておくものとする。



【緊急輸送道路網図】

第10項 応急危険度判定対策

[総務政策課]

最初の災害で脆弱になった建築物や宅地、土砂災害危険箇所等が次の災害で倒壊又は崩壊することにより発生する人的被害を防止するため、県や関係機関等の協力を得ながら速やかに応急危険度判定を実施できる体制の整備に努める。

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成

和歌山県建築士会又は県が行う被災建築物応急危険度判定士講習会への職員の受講を促進し、判定士資格を持つ職員の養成に努める。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

被災宅地危険度判定連絡協議会又は県が行う被災宅地危険度判定士講習会への職員の受講を促進し、判定士資格を持つ職員の養成に努める。

(3) 判定用資機材の整備

応急危険度判定時に用いる機材、判定結果を掲示するステッカー等資機材の整備に努める。

第11項 教育施設の整備と防災体制の強化

[教育委員会]

地域における防災活動の拠点となる教育施設の防災機能強化を図るとともに、日常の活動を通じて学校を核とした防災生活圏の形成を図る。

1 教育施設の整備

学校施設や社会教育施設を地域防災拠点として位置づけ、施設の耐震性・耐火性の強化及び通信手段の確保等防災機能の拡充を図る。

(1) 一般施設整備

- ア 冷暖房施設を備えた部屋等の整備
- イ 飲料水、生活用水等の確保
- ウ 受水槽の非常用水栓等の整備
- エ 非常用電源施設の整備

(2) 保健設備整備

- ア 救護所設置を念頭に置いた学校保健施設等の充実

(3) 情報連絡体制

- ア 防災無線、衛星携帯電話等の導入
- イ インターネット環境等の整備

2 防災体制の強化充実

(1) 防災計画の充実

各教育施設において、各種災害に対応した防災計画を作成・充実する。

(2) 防災訓練の実施

各教育施設において、各種災害に対応した実践的な防災訓練・避難訓練を実施する。

(3) 学校防災教育の推進

児童・生徒に自らが命を守る主体者となるため、防災教育・訓練を通じて適切な行動がとれるよう教育・指導し、防災力を身につけた未来の人づくりの育成に努める。

- ・「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習
- ・災害教訓の伝承
- ・「津波避難3原則」の浸透
 - ① 想定にとらわれるな
 - ② 最善をつくせ
 - ③ 率先避難者たれ
- ・実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練
- ・身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動

第12項 廃棄物処理体制の整備

[住民福祉課]

災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務を通じて諸計画を策定し、清掃業務の万全を期す。

1 収集車両の整備及び点検

業者所有のごみ運搬車は、災害時に町が要請すれば直ちに出勤できるよう、平常時から車両の整備や点検を実施するよう協力依頼する。

また、し尿運搬車についても、浸水等による災害時のし尿処理に備え、平常時から絶えず車両の整備や点検を実施するよう協力依頼する。

2 し尿・ごみ処理施設の整備等

災害時におけるし尿処理については、御坊クリーンセンターを活用して環境衛生上支障のないよう留意して行う。

また、ごみ処理については御坊広域清掃センター及び粗大ごみ処理施設で処理するほか、災害により処理が間に合わない場合を想定し、平常時より仮置場の確保について十分検討しておく。

3 災害廃棄物処理計画の整備

災害（地震・水害等）により発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために、収集・運搬計画、廃棄物の処理・し尿の処理、仮設トイレの設置、仮置場の選定・計画などについて検討した災害廃棄物処理計画を作成し、災害発生時の迅速な処理体制をあらかじめ整備計画しておく。

4 災害廃棄物等の仮置場の選定、整備

大規模地震や水害等による災害発生時には、粗大ゴミ、がれき等の廃棄物が大量に発生するほか、交通機関の途絶等に伴い、災害廃棄物等の収集運搬処理や最終処分場の確保が困難になることが想定される。

このため、平常時より仮置場の確保について十分検討するとともに、廃棄物（震災廃棄物・水害廃棄物）の特性に配慮した仮置場をあらかじめ選定しておく。

第13項 火葬場等の確保

[住民福祉課]

1 火葬場等の把握

火葬場、遺体収容可能施設等を把握しておく。

2 応援協力体制の確立

町は、葬祭業者等と連携、協力し、県が締結している「和歌山県広域火葬実施要綱」、「大規模災害時における葬祭用品の供給及び遺体の処理等に関する協定」等の支援協定を推進し、必要な場合は保健所を通じて県食品・生活衛生課に支援要請を行う。

第5節 防災調査の実施

[総務政策課、産業建設課]

災害、事故の未然防止と被害の軽減等に向けた調査研究の推進について定める。

第1項 実施方針

ア 県、防災関係機関、危険物管理者、町民等の協力を得て、適時に防災調査を行い、その内容を町防災会議に報告するとともに地域防災計画に反映させる。

イ 国、県、関係機関等が行う風水害・地震被害想定調査等の情報を収集し、地域防災計画に反映させる。

第2項 防災調査

県、防災関係機関等と協力して、災害時に危険が予想される箇所を調査し、それぞれの問題を想定し、その対策を検討する。

第3項 危険箇所の周知

防災調査の結果に基づいて地震、風水害、土砂災害等の被害要因を検討し、被害を想定してこれら危険箇所に対する予防、応急及び復旧の諸対策の意見をまとめ、必要に応じ町民及び関係機関に周知する。